

平成27年度税制改正に関する要望

平成26年9月

全国町村会

平成27年度税制改正に関する要望

平成26年9月
全国町村会

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あげてこれらの課題に積極的に取り組んでいく必要がある。

町村が、自主性・主体性を発揮し地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

よって、平成27年度税制改正にあたっては、町村が自主性・自立性を発揮してこうした課題に着実に取り組むことができるよう、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 国から地方への税源移譲等

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

2. 個人住民税の充実確保等

個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。

また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

3. 地方法人課税等の見直しに係る税財源の確保

地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税することであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

また、法人実効税率のあり方の検討にあたっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

4. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。

5. 地球温暖化対策税制の創設

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア. 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーの活用や山村の元気創造に取り組むことができるよう、地方税財源を確保する仕組みを早急に構築すること。

イ. 石油石炭税の税率の特例措置による税収の使途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

ウ. 石油石炭税の税率の特例措置による税収の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

エ. 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

6. 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等

自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計するとともに、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う市町村財政への影響についても、確実に補填すること。

また、平成27年度からの二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、準備を進めているところであり、既に改正されている地方税法の規定のとおり、確実に行うこと。

7. 消費税引上げに伴う軽減税率制度について

消費税10%時における軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性及び困難性、国・地方の社会保障財源確保の重要性などに鑑み、極めて慎重に検討すること。

8. 市町村たばこ税の現行税収総額の確保

たばこ税の将来に向かつての税率引き上げの判断にあたっては、市町村たばこ税の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。

9. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

10. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

11. 地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、さらに整理合理化すること。

12. 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「減価償却の特例」について、平成27年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとする